

税務署だより

定額減税(源泉所得税関係)説明会のご案内

定額減税制度については、令和6年度税制改正に伴い、令和6年分所得税について定額による所得税の特別控除(定額減税)が実施されることとなりました。

そのため、実施に当たり、源泉徴収義務者の皆様に制度の理解を深めていただき、必要な準備を進めていただくため、定額減税説明会を開催します。

【説明会の主な内容】

DVD 上映を中心に定額減税制度の概要及び事務手続を説明
 ※「定額減税特設サイト」においても DVD と同じ内容の動画を配信(令和6年3月中旬以降)しますので、パソコンやスマートフォンでもご覧いただけます。

LINE による
事前予約制

詳細は特設サイトへ

【説明会の日程】

開催日時	開催場所	定員	お問合せ先
令和6年5月13日 10時00分～ 11時00分	飯田税務署 2階会議室 (飯田市高羽町6丁目1番5) 飯田高羽合同庁舎	24名 【事前予約制】 (申込期限:5月10日)	飯田税務署 法人課税第一部門 Tel.0265-22-1165 (内線 2213)
令和6年5月13日 14時00分～ 15時00分			
令和6年5月20日 10時00分～ 11時00分		24名 【事前予約制】 (申込期限:5月17日)	
令和6年5月20日 14時00分～ 15時00分			

- 税務署にお問い合わせいただく際は、税務署の代表電話にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 会場の駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

定額減税制度に関する一般的なご相談を受け付けております。

【定額減税コールセンター】

電話番号: 0570-02-4562
 受付時間: 9:00~17:00(土日祝除く)

【国税相談専用ダイヤル】

電話番号: 0570-00-5901
 受付時間: 8:30~17:00(土日祝除く)

定額減税制度に関する情報は、国税庁ホームページの「定額減税特設サイト」をご覧ください。
 掲載情報については、随時最新情報に更新しています。

【特設サイトへ】





税務職員ふたば

2024.4.2 火曜日 Start
New
所得税の定額減税
(令和 6 年分)

その疑問、
チャットボットに
相談しませんか？

24時間利用可能
※メンテナンス期間を除きます。

スマホでのご利用は
こちらから▼



法人税の電子申告は
4 社に 3 社が ALL e-Tax です！！

国税庁では、納税者や税理士の皆様の利便性向上と税務行政の効率化のため、
添付書類（財務諸表や勘定科目内訳明細書等）を含めたe-Tax（ALL e-Tax）を
推進しています。



ALL e-Tax のメリット

業務の効率化



発送の手間や税務署へ
行く手間を解消

ペーパーレス化



書類の保管場所が不要
遠隔地でも書類が確認可能

コスト削減



郵送料、印刷代、交通費
の削減

●税理士会だより

賃上げ促進税制の強化

令和5年12月14日に「令和6年度税制改正大綱」が公表されました。今回はその中で、改正の目玉の1つである「賃上げ促進税制」の強化について説明いたします。



関東信越税理士会
飯田支部 副支部長
原 優

1. 趣旨

「賃上げ促進税制」とは、賃上げに取り組む企業や個人事業主を支援するために作られた制度で、給与を前年度より一定以上増加させた場合に受けられる税制優遇です。昨今の物価高による国民の負担を緩和するために、持続的な賃上げの実現を目指す観点から、「賃上げ促進税制」の拡充及び延長が予定されています。

2. 改正のポイント

- ・従前の「大企業」を「大企業」「中堅企業」に区分し、企業を3つに区分。
- ・中小企業については、5年間の「繰越控除措置」が新設。
- ・教育訓練費の要件が緩和。
- ・子育て支援、女性活躍支援企業への上乗せ要件の新設。
- ・適用期限を3年延長。

3. 内容

「賃上げ促進税制」には、大企業向け、中堅企業向け、中小企業向けの3つがありますが、本記事では、中小企業向けについて主な改正内容を解説いたします。

適用要件		税額控除率 (給与増加額に対して最大 45%)
【基本】 給与総額の増加率	対前年比 + 1.5%以上	× 15%
上乗せ① 給与総額の増加率	対前年比 + 2.5%以上	+ 15%
上乗せ②【緩和】 教育訓練費	対前年比 + 5%以上(現行:+ 10%以上)	+ 10%
上乗せ③【新設】 子育て支援等	くるみん以上 or えるぼし 2段階目以上	+ 5%
【新設】 控除限度超過額の5年間の繰越し可		

※控除上限額は法人税額の20%

(1) 「繰越控除措置」の新設

今回の改正で、中小企業は、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額があった場合には、5年間の繰越しが可能になりました。この措置によって、賃上げを実施した年度に赤字となってしまった場合でも、その後5年間で黒字になった場合には、法人税の控除を受けられるようになります。

ただし、「持続的な賃上げ」を実現することが制度の目的であるため、繰越税額控除をする年度において、給与等支給額が前年度より増加している場合に限り適用が可能となっている点に留意が必要です。

(2) 子育て支援、女性活躍支援企業への上乗せ要件の新設

「くるみん」または「えるぼし(2段階目以上)」の認定を受けている企業は、+5%の税額控除率の上乗せができるというものです。

※「くるみん」とは「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けている企業です。

※「えるぼし」とは、「女性の活躍促進」に関する取組が優良な企業として、厚生労働大臣の認定を受けている企業です。

4. 適用時期

令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度が対象となります。

※令和6年3月31日までの間に開始する事業年度は、現行制度の対象です。

5. まとめ

中小企業については赤字法人も多く、賃上げインセンティブの効果が効かない構造となっているため、新たに繰越控除制度が創設されました。改正前は、赤字法人や繰越欠損金により所得が0円になる法人は法人税がかからないため、賃上げを行っても税額控除の恩恵を受けられませんでした。今回の改正により多くの企業が対象となる可能性があります。

また、働きやすい職場づくりへのインセンティブとして、子育てサポートや女性の活躍推進の取組みに積極的な企業に対する上乗せ措置も新設されました。

企業にとっては賃上げを行うことで、優秀な人材の確保や、従業員の流出を防ぐことに繋がるといったメリットがあります。また、要件である給与等には賞与も含まれますので、業績が良い年度には決算賞与を支給することで、従業員のモチベーションアップにも繋がります。

留意点として、賃上げに伴い、企業が負担する社会保険料も増加します。また、賃上げした後に業績が悪化した又は予想以上に業績が伸びなかったとしても、一度上げてしまった賃金を下げることは難しいというのが実情です。「賃上げ促進税制」を活用することで適用年度は税負担を減らせたとしても、それ以降、社会保険料も含めてベースアップした賃金を支払い続けられるかどうか課題となります。

企業にも従業員にもメリットのある税制ですが、「賃上げ促進税制」があるから賃上げを実施するというものではなく、中長期的な経営目標を立てて賃上げや職場環境の改善を図った結果、税制の恩恵を受けられる可能性があると考えられるべきでしょう。

令和6年度 事業計画

I. 事業活動基本方針

新型コロナ対策を全うするため、この数年間は実施事業の選択や手段を講じながら活動を行ってきた。これからも新たな視点・新たな角度から、組織として可能な方向を考察しつつ、以下の通り事業を展開する。

- 税務署ならびに税理士会、関係団体との連携を図りながら公益的事業の展開、及び会員企業のために魅力ある事業を提供し、企業の発展・税知識・納税意識の向上を目指す。
- 会員企業の恒久的、安定的且つ健全な繁栄に資するための事業を企画し、参加・利用を呼び掛ける。
- 会員企業の意見、要望を汲み上げ、税務当局等行政とのパイプ役を果たす。
- 地域のオピニオンリーダーとして、公平・公正な税制の実現と会員企業の経営環境の改善並びに社会全体の発展に努める。
- コロナ禍における状況を考察し、新たな角度から事業に取り組む。特に研修会における Web との併設開催（ハイブリッド方式）を積極的に行う。また、会議等においても ZOOM 等の活用を検討する。
- 会員企業のインボイス対応・電子帳簿保存法他早急に対応が必要となる業務のデジタル化の推進に寄与する。
- 会員の意識高揚と組織の強化も含め、一般社団化 10 周年事業・記念式典を開催する。

以上実行のために、研修・広報・相談・福利厚生・税制要望具申・異業種交流・社会貢献の 7 つの柱により事業を展開する。

II. 事業計画

1. 公益事業

(1) 税務知識の普及事業

- ① 税に関する研修会、支部別税務研修会の開催
- ② 決算説明会の開催（年 4 回）
 - ※会場とオンライン併設（ハイブリッド方式）
 - ・第 1 講座…税務署による「税制改正と申告の注意点」
 - ・第 2 講座…税理士による「決算の注意事項」
 - ※テーマは時宜により逐次変更になる
- ③ 年末調整研修会の開催 ※会場とオンライン併設（ハイブリッド方式）
 - 講師 = 税理士
 - 会場では税務署の協力を得て必要用紙類を提供
- ④ 税制・経営資料の提供
 - 全法連機関紙「ほうじん」会報へ同封し全会員へ配布（年 4 回）
 - 税務・経営等参考小冊子の無料配布
- ⑤ 新設法人説明会（於・税務署 4 月・10 月）

(2) 納税意識の高揚と税制の調査研究事業

- ① e-Tax（添付書類を含む）の普及・利用拡大へ向けた啓蒙・支援活動

- ② 会員の税制に関する要望・意見の集約
 - ・「第 18 回会員アンケート」の実施（会員対象）
 - ・全法連アンケート実施（正副会長、税制委員）
- ③ 税制改正の要望、陳情活動
 - ・県連・全法連を通じ税制改正の要望
 - ・支部を通じ各市町村へ税制に関わる提言書提出
- ④ 税制、税務の研究及び研修 税理士会執行部を相談役に委嘱、委員会等で税制・税務の研修や税に関する情報を提供
- ⑤ 関係機関との協議開催
 - 飯田税務連絡懇談会他、税務署及び税務関係団体との意見交換
- ⑥ 全国法人会連合会・県連合会が行う税制セミナーへの参加
- ⑦ 租税教育事業
 - ・租税教育推進連絡協議会への参加・協力・作品表彰
 - 各支部で各市町村租税教育推進協議会へ出席、支部長表彰及び記念品の贈呈
 - ・租税教育推進連絡協議会で募集の小学生を対象とした「税に関するポスター」の優秀作品を表彰、また応募者全員へ「税の PR 下敷き」を贈呈
 - ・青年部による小学校の出前租税教室の開催及び租税教育用冊子の配布
 - ・女性部による「税に関する絵はがきコンクール」作品募集と表彰
 - 優秀作品への飯田税務署長賞・飯田法人会長賞・女性部長賞・各支部長賞を授与し、表彰式を開催及び応募者全員へ記念品贈呈、全国法人会連合会女性部連絡協議会、絵はがきコンクールへの出展、作品数（参加小学校）の増加を図る
- ⑧ 受講証（申告書添付シール）発行及び e-Tax 申告企業用シール台紙配布（会報 4 月号へ同封）。また、受講シールの活用をさらに PR する。
 - ・決算説明会出席証（オレンジ色）
 - ・各種研修会出席証（黄色）
 - ・新設法人説明会出席証（青色）
 - ・会員証（水色）（4 月号会報同封）
- ⑨ 「税を考える週間」行事に協賛
 - 租税教育表彰作品の会報掲載紹介・優秀作品を市内大型店等に展示、税務関係講演会への参加、他
- ⑩ 税の広報事業
 - ・研修会参加者増を図る（会報・HP、地元紙掲載等）
 - ・会報、ホームページを通じ税に関する情報発信と周知
- ⑪ 研修会等各種機会を捉え税制、税務の資料提供
- ⑫ 時宜に即した対応の推進
 - インボイス制度（R 5.10～）、電子帳簿保存法（R 6.1～）等対応に必要な研修の実施
- ⑬ 消費税滞納防止に協力

- ・ 当会封筒及び会報表紙印刷により納税意識の喚起
- ・ 「消費税期限内完納」及び納税準備資金の徹底周知（会報広告掲載）
- ・ キャッシュレス納付の利用拡大へ向けた啓蒙・支援活動

(3) 地域社会貢献事業

- ①黄色いハンカチ運動推進（女性部）
ハンカチ配布（飯田観光協会、各社協、病院等）と助け合いの呼びかけ推進
- ②経済講演会…商工会議所講演会を後援し、チラシ案内配布
- ③総会時の記念講演会（本会・支部）
・ 講演会の開催と一般聴講の呼びかけ
・ 一般市民参加募集及び参加しやすい講習講演会の開催
- ④結婚支援事業…ホームページ掲載・会報への案内チラシ封入

(4) 地域企業の健全な発展に資する事業

- ①中小企業会計セミナー
- ②若手経営者・経理担当者実践経営者塾
- ③青年部・女性部総会記念講演会
- ④女性部税務署長講話
- ⑤会員企業研修DVDレンタルサービス・インターネットセミナーの提供とPR
- ⑥会報誌「いいだ法人」の編集発行（年4回…4月・7月・10月・1月）
- ⑦顧問弁護士制度による無料相談の実施（通年…下平秀弘弁護士、原正治弁護士、長谷川敬子弁護士）

2. 共益事業

(1) 会員の交流及び増強に資する事業

- ①役員研修会・支部研修会・総会及び会員親睦交流会の開催
- ②会員親睦ゴルフコンペ
開催予定日…10月9日（水）於：あららぎカンントリー倶楽部
- ③支部・青年部・女性部親睦事業の支援
- ④組織強化事業
 - ・ 会員増強運動の実施計画立案と推進、及び「支部長・組織・厚生制度連協合同会議」の開催
 - ・ 新設法人に対する入会勧奨（対象法人に勧奨文・資料の送付、説明会での加入勧奨）
 - ・ 税理士会との協議会で会員増強の協力依頼（三者懇談会等機会を通じて）
 - ・ 会員増強協力者、目標達成支部の表彰
 - ・ 「法人会のご案内」等作成・配布（会員加入勧奨に活用）
会員募集用パンフレット「飯田法人会入会メリット」作成
 - ・ 会員台帳管理、未加入名簿の整理及び作成、休廃業法人整理
 - ・ 支部・青年部・女性部組織の拡大強化、会員増

強へ協力依頼

- ・ 先進法人会視察研修

⑤全国大会への参加

- ・ 法人会「全国大会」（鹿児島市10月3日）
- ・ 青年部「青年の集い」（福井県越前市11月7・8日）
- ・ 女性部「女性フォーラム」（広島市4月18日）

⑥県法人会連合会同例会へ参加

- ・ 青年部…伊那市（10月18日）
- ・ 女性部…松本市（10月11日）

⑦その他会運営に関する事業

- ・ 令和6年度決算及び令和7年度予算編成
- ・ 会費自動振替率の向上
- ・ 諸会議の開催
通常総会（6月6日）、正副会長会、理事会（5月、12月、3月）、委員会、支部長会等
- ・ 諸規定の見直しと整備

⑧周年事業・記念式典

平成25年一般社団法人化以降11年を経過、コロナ禍中において延期せざるを得なかった周年事業・記念式典を、通常総会に併せて開催する

(2) 会員の福利厚生事業

- ①会員健康診断等の実施及び大型保障加入者補助金交付
 - ・ 脳ドック…随時（瀬口脳神経外科病院）
 - ・ 成人病予防健診…9月12日・13日（南信州・飯田産業センター）
 - ・ 「がん検診」PET/CT検査…随時（長野赤十字病院）
- ②厚生制度推進目標達成支部ならびに優秀推進員表彰
- ③福利厚生制度の目標設定と推進
 - ・ 受託会社（大同生命、AIG損保、アフラック）の協力を得て、福利厚生制度を積極的に推進。
- ④法人会福利厚生制度キャンペーンの推進
全国の法人会と提携保険3社が共同し制度推進の事業を展開。この企画の推進と参加
- ⑤企業のための保障制度
 - ・ 企業防衛と経営者退職金準備「経営者大型総合保障制度」
 - ・ 経営者のトータル保障プラン「経営者大型総合保障」
 - ・ 介護保障（収入リリーフ、介護リリーフa）
 - ・ 給与サポート保険
 - ・ がん治療と対策「がん保険制度」
 - ・ 万一の災害に備え「ビジネスガード」
 - ・ 役員賠償責任保険（マネジメントリスクプロテクション保険）
 - ・ 入院時の治療に重点「医療保険制度」
 - ・ 経営者・従業員の個人保障「個人保障プラン」
- ⑥福利厚生制度推進連絡協議会の開催
- ⑦福利厚生制度の経営者・社員への有効活用研修会の開催
- ⑧福利厚生制度推進施策、親睦事業の実施
- ⑨優良経理担当者表彰の実施（総会時）

令和 6 年度 収支予算書

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

(単位：円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
特定資産運用益	500	500	0	
特定資産受取利息	200	200	0	受取利息
特定資産受取配当金	300	300	0	受取配当金
受取会費	11,950,000	12,000,000	△ 50,000	
正会員受取会費	11,500,000	11,700,000	△ 200,000	会員会費
賛助会員受取会費	450,000	300,000	150,000	賛助会員会費
事業収益	200,000	200,000	0	
参加者負担金	200,000	200,000	0	参加負担金
受取補助金等	12,255,460	12,824,030	△ 568,570	
受取県連補助金	261,160	959,630	△ 698,470	県連補助金
受取全法連助成金振替額	11,944,300	11,814,400	129,900	全法連補助金
受取全法連補助	50,000	50,000	0	全法連補助
雑収益	201,000	201,000	0	
受取利息	1,000	1,000	0	預金利息
雑収入	200,000	200,000	0	全法連事業助成
経常収益計	24,606,960	25,225,530	△ 618,570	
(2) 経常費用				
事業費	23,493,954	23,305,595	188,359	
給料手当	7,079,400	6,817,200	262,200	給与費
退職給付費用	174,800	146,832	27,968	退職金引当
福利厚生費	1,223,600	1,223,600	0	法定福利費
会議費	632,086	441,410	190,676	会議開催費
委員会費	200,000	200,000	0	委員会開催
旅費交通費	1,069,508	742,544	326,964	会議等出席旅費
通信運搬費	2,039,142	2,062,200	△ 23,058	会報資料送付
表彰費	200,000	350,000	△ 150,000	表彰祝い金等
消耗・什器備品費	175,808	239,920	△ 64,112	消耗品購入
印刷製本費	1,670,012	1,988,008	△ 317,996	会報等印刷
水道光熱費	87,400	52,440	34,960	電気料
事務所賃借料	681,720	681,720	0	事務所賃貸料
諸謝金	950,000	1,000,000	△ 50,000	講習会講師謝金
支払負担金	418,815	341,621	77,194	参加費・加盟金
支払助成金	100,000	100,000	0	事業等費用補助
教材費	150,000	200,000	△ 50,000	租税教育参加賞等
物品費	150,000	200,000	△ 50,000	諸物品購入費
会場費	650,000	700,000	△ 50,000	会場借上料
広告宣伝費	50,000	50,000	0	広告費
リース料	218,500	218,500	0	事務機材リース料
事務所管理費	104,880	104,880	0	事務所管理費用
新聞図書費	52,440	52,440	0	新聞定期購読物
支払手数料	192,280	192,280	0	振込料等
費用補助	4,200,000	5,200,000	△ 1,000,000	支部部会等事業補助
雑費	23,563	0	23,563	諸雑費
周年事業開催費	1,000,000	0	1,000,000	周年事業開催
管理費	2,113,006	1,919,935	193,071	
給料手当	1,020,600	982,800	37,800	給与費
退職給付費用	25,200	21,168	4,032	退職引当
福利厚生費	176,400	176,400	0	法定福利費
会議費	67,914	58,590	9,324	会議開催
旅費交通費	30,492	57,456	△ 26,964	会議等出席旅費
通信運搬費	60,858	37,800	23,058	会報資料送付
消耗・什器備品費	24,192	10,080	14,112	消耗品購入
修繕費	150,000	130,000	20,000	什器備品修繕
印刷製本費	29,988	61,992	△ 32,004	会報等印刷
水道光熱費	12,600	7,560	5,040	電気料
事務所賃借料	98,280	98,280	0	事務所賃貸料
支払保険料	150,000	35,000	115,000	備品他損害保険
租税公課	0	0	0	バイク市税
支払負担金	31,185	8,379	22,806	参加費・加盟金
渉外慶弔費	150,000	100,000	50,000	渉外費慶弔費
リース料	31,500	31,500	0	事務機材リース料
事務所管理費	15,120	15,120	0	事務所管理費用
新聞図書費	7,560	7,560	0	新聞定期購読物
支払手数料	27,720	27,720	0	振込料等
雑費	3,397	52,530	△ 49,133	諸雑費
経常費用計	25,606,960	25,225,530	381,430	
評価損益等調整前当期経常増減額	△ 1,000,000	0	△ 1,000,000	
評価損益等計	0	0	0	
当期経常増減額	△ 1,000,000	0	△ 1,000,000	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,000,000	0	△ 1,000,000	
法人税住民税事業税	71,000	71,000	0	
当期一般正味財産増減額	△ 1,071,000	△ 71,000	△ 1,000,000	
一般正味財産期首残高	20,395,233	20,833,689	△ 438,456	
一般正味財産期末残高	19,324,233	20,762,689	△ 1,438,456	
II 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	11,944,300	11,814,400	129,900	
受取全法連助成金	11,944,300	11,814,400	129,900	
一般正味財産への振替額	△ 11,944,300	△ 11,814,400	△ 129,900	
一般正味財産への振替額	△ 11,944,300	△ 11,814,400	△ 129,900	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	19,324,233	20,762,689	△ 1,438,456	

ちょっとお耳を



社労士コラム

なるほどネ!! Q&A

雇止め法理の法定化

うえすぎしのぶ
上杉 信夫(飯田法人会会員)
特定社会保険労務士
MBA 経営学修士
明治大学大学院卒
(経営学研究科博士前期課程)

Q1 関係するセミナーにも出席しましたし、自分なりに勉強しましたので、一応、基本的な理解は出来たと思っています。ただ一点だけ「客観的・合理的・社会通念上適当な理由」というところがどういう意味なのか？その理由というのはどんな理由を言うのか？しっかりとピンときません。なので、その点を中心に抽象的ではなく具体的な事例をあげて説明してください。

A1 今回の法改正によって、会社側が有期労働契約社員に対して雇止めを実施する場合に、①「客観的かつ合理的な理由」があることと②「社会通念上適当な理由」があることを重視し、その2点がなければ雇止めが認められなくなったのですが、ご質問はその点ですね。実はその点が今回、2024年4月からの法改正の骨子です。要は、雇止めせざるを得ない正当な理由がありさえすれば、雇止めは認められる可能性があるのですが、私が、ただ今の「正当な理由」という言葉を口にした刹那でも「正当な理由」という言葉には具体性はなく説得力に欠け、確かに質問者様に限らず、「重要な箇所というならなおの事、抽象的ではなくて具体的に内容を把握しなくてはいけない」とお思いの方は大勢いらっしゃるでしょう。それでは、その点に的を絞ってお話しさせていただきます。一番目のQ & Aの文中「整理解雇の4要件」を引用いたしますので、「『雇止め』の話になんで『解雇』が出てくるの？」と、一見して方向違いの話しをするかのように思われるかもしれませんが、決してそんなことはありません。絶対にブレずにお話ししますので、安心して最後までお聞きくださいますよう、どうか、よろしくお願い致します。

さて、そもそも「雇止め」と「解雇」は同じではなくて、違った解釈をいたします。「雇止め」の方は有期労働契約社員に対して「契約期間中」ではなくて「契約期間が終了するタイミング」で、その有期労働契約を更新しないで（雇用を）打ち切ってしまうことです。一方「解雇」と言いますと、正社員を「契約期間の途中で退職させる」ことです。ですから、両者を同じに解釈することはできないのですが、大事なことは雇止めが認められる可能性があるとしたら、「雇止めの対象となる有期労働契約社員が、同じ会社の正社員とほぼ近い就労実態でお仕事をしていたこと」と「通常の正社員を解雇する際に求められる理由と同様にして同程度の重大な理由があること」が求められる訳ですから、正社員の「解雇」と同様に、「整理解雇の4要件」を引用させていただく次第です。さて、4要件の中に「解雇回避努力義務の履行」と言うのがございます。これは単に「このところ世の中の景気が悪くなってきたから」とか「ここへきて我が社の業績が落ち始めてきたから」というだけの理由では、判定者・認定者に「解雇可能」と認めていただけられないのです。不足しているのですね、理由が。その不足している理由と言いますが、上記の①と②の理由なのです。つまり不足している理由に①と②の充足すべき（必要不可欠の）理由を補って、雇止めが可能になるに足る理由に押し上げる必要があるわけです。…ある会社の業績が落ち始めてきたと仮定しましょうか。確かにそれはただ事ではないので、そのままほっておくわけにはいきません。世の中に平然としていられる人がいるわけありません。誰だって泡を食ってうろたえてしまいます。しかし、その場合に、その時点・その状態でストップして、ストップしたままの状態、業績が落ちた分、労働者を雇止めしたり解雇に踏み切ってしまうということではいけないのです。なんとか瀬戸際と言いますかギリギリの切羽詰まった状態まで踏ん張って、解雇の実行を回避出来るように食い止め、解雇以外の手段を講じて踏ん張る義務があるのです。そう、解雇を回避するという義務が課せられているのです。「わが社は、トコトン踏ん張って、しっかりと課せられた解雇回避義務を果たしましたぞ！」というところまで持っていかなくてはいけないのです。その努力をした行程と言いますか、過程こそが求められている①と②の理由になるのです。…次に、それでは「解雇以外の手段」とは具体的に何ぞやと言いますとね、例えば、従業員の報酬を削減するとか希望退職者を募集するとかの方法を指します。この二つはどこの会社においてもその他の手段に優先しますよ。「なぜ優先するのか」ですって？…それは、雇う側ではなくて雇われている方の側、つまり労働者側の立場に立てばわかることです。労働者の切実な気持ちがきくとわかりますからね。もちろん、会社によってはまだほかに講じる手段があると思いますが、とにかく、そういった「解雇以外の手段」をまずは講じてみるわけです。そんでもって、次に前述の「解雇回避義務の履行」という要件を満たすべく努力をするわけです。それでもね、「努力して義務を精一杯果たしましたが、それにもかかわらず、どうあがいても未だ経営上の危機から脱出することが出来る状態には至りません。もはやこれ以上はどうすることも出来ません。雇止めまたは解雇を断行するしかわが社が生き延びる手段も方法もありゃあしないのです。神様、仏様、おまいさま、お袖におすがりいたします。ど、どうかオイラの気持ちわかってくんろオオオ～!!」っていうね、そんな切羽詰まった血の叫び状態に追い込まれたことが釈明できた場合にのみ、雇止めや解雇って認められることになるのです。あと、もう一問がまんして聞いて!!

Q2 法律が厳しくなったようで、心配になって質問するのですが、（有期労働）契約を何回か重ねているとして、回数で考えた場合に何回くらい更新していたら雇止めができなくなってしまうのですか？それと、人（ここでは有期労働契約社員のこと）を雇う場合に一番大事なこと、注意しなくてはいけないことは何ですか？基本的なこと結構です。

A2 有期労働契約者の中には、短期間の内に何回も更新している人もいれば、10年以上の長期間に渡って何回も何回も更新している人だっているでしょうから、雇う側からしてみれば、回数が気になることは無理も無いことだと思います。昨今、と言うか 2024 年の 4 月から世間では多くの経営者さまが「へエ、やたらに人が雇えんくなってしまった。今度の改正はオラア達（中小企業の経営者）にゃあちよっくら厳し過ぎるぞい。」って、下向いちゃってますしね。もちろん、そんなことはないのですけど…。しかし、結論から申し上げますと、「何回更新していれば雇止め法理が適用されて雇止めができなくなってしまう」などという明確な基準はありません。そんなこと、決まってはいませんよ。それよりも次のご質問が大事です。それでは私なりにこの法律で一番大事なこと、最も注意すべき点は何かを述べさせていただきます。そもそもその社員との間に締結している契約というのは、無期ではなくて、有期労働契約なのですから、労働条件明示書に、まずは①その契約社員の従事している業務が、一時的な業務であること（イメージ的には、比較的軽易なお仕事ですね）を明確に示してください。次に②その契約社員の賃金や勤務時間が、正社員とは違っている（正社員と比較して、明らかに勤務する時間が短いか賃金が低いとかの差が有る）ことを明確に示してください。次に③その契約社員との間で締結した有期労働契約について、今の契約期間が満了する前に（満了の前にだに!）、新たな契約手続きを、そのたんに着実に実行（契約の締結）して行ってください。その3つは、基本的なことですし当たり前のことなんですけどね、その基本的で当たり前の3点が極めて重要なんです。それは、そのまま最も注意すべき点とも言えます。ぜひ実行してください。いずれにしても、これからの世の中はますます複雑になっていくでしょうし、社会情勢が混迷することだってあるかもしれません。実は今回のコラムは、この法律（労働契約法第19条「雇止めの法理」）の基本中の基本に終始した内容で構成しました。理由はね、わたくしは、将来に渡って、想定外のトラブルを未然に防いで企業防衛を果たし、その上で、一生懸命に働いてくれる社員の人達を大事にして、健全に発展し続けていく企業ってというのは、そんな至って基本的で当たり前のことをきちんと怠ることなく、遵守していく会社にまちがいないと思っているからです。

…ああ、エライことだ。いくら何でも文章長すぎましたね。読んでくださった皆さま、お、怒らんようにや。以上で失礼させていただきます。

支部だより

飯田支部

税務研修会

飯田支部（赤羽宏文支部長）は、1月30日『義務化される電子取引を中心に、電子帳簿保存法の実務チェックポイント』と題して、支部研修会を飯田商工会館にて行いました。

今回も、会場と Web のハイブリッド方式で行い、会場53名、Web95名と、当初想定していたよりも大勢

の方の出席がありました。

関東信越税理士会より派遣講師の篠田修税理士をお願いし、テキストに基づき解説をいただきました。

参加者からは「今後の電子化に向けての方向性を考える良いきっかけになった」「理解しやすく、要点のみの解説でとても良かった」など、たくさんの感想をいただき大変好評でした。



部会だより

女性部 飯田税務署長講話の開催

2月7日、女性部（小林美佐部長）は、税務署長講話を開催しました。

7月より着任された浅井税務署長さんをお迎えし、ビーラクスツカワで22名がお話をお聴きしました。

「税務署の成り立ちとこれから」と題し、明治時代に税務署が創設されたこと、地租改正のお話、庁舎にみる税務署の歴史など資料を使い詳しくお話いただきました。普段な



かなか聞くことのできないお話を聞くことができ、あつという間のひとときでした。

講話後には、竹内統括官、梶原総括官を囲み和やかな昼食懇談会を行いました。

飯田税務署確定申告会場へ 第8回「絵はがきコンクール」作品の展示

当会女性部（小林美佐部長）は、第8回となる絵はがきコンクールを実施し、昨年中に表彰を行いました。

飯田税務署のご協力により、絵はがきコンクール優秀作品5点を確定申告の時期に合わせて、申告会場へ展示していただきました。子供たちの素直な気持ちで描かれた絵が、税金で支え合う社会を表現しています。

小学生の皆さんが税の大切さを描いた絵はがきは、申告に訪れたみなさんへのPRになりました。





要チェック

《お知らせ掲示板》



— 顧問弁護士無料相談 — (弁護士3名)

法人会の会員様であれば、弁護士相談を無料でしていただけます。ご利用案内のチラシ(年1回封入)を同封しました。心配ごとは抱え込まず、お気軽にご相談ください。(ホームページからもお申し込みいただけます。)

※詳細は同封のご案内チラシ参照

本会・支部通常総会開催予定 (4/16現在の開催予定)

- 6月6日(木) 本会
- 5月10日(金) 飯田支部
- 5月22日(水) 下條支部
- 5月23日(木) 阿南・売木支部
- 5月28日(火) 泰阜支部
- 5月30日(木) 松川支部

※詳しい内容は支部からの開催通知でご確認をお願いいたします。

飯田支部総会記念 講演会のご案内

- 日 時：令和6年5月10日(金)
- 受 付 13:00～
- 講演会 13:30～14:55
- テーマ：経営者に役立つ法律問題
- 講 師：弁護士 菊池 幸夫 氏
- 総 会 15:10～16:00
- 懇親会 16:10～
- 会 場：シルクホテル(錦町1)
- 電 話 0265-23-8383

予 定

◎会員成人病予防健康診断

9月12日(木)・13日(金)
エスバード(産業センター)

◎会員親睦ゴルフコンペ

10月9日(水) あららぎC.C.

決算期別説明会

- 対 象：7・8・9月決算法人
- 日 時：6月18日(火)14:00～
(We b併設)
- 会 場：エスバード(産業センター)
- 講 師：飯田税務署担当係官・税理士
- 内 容：「決算と申告の注意事項」
「調査指導から見た注意点」
「健全な財務を目指して」

○受講会員には申告書添付用受講証シール(オレンジ色)を配布します。

第12回本会通常総会 一般社団化10周年記念式典のご案内

- 日 時：令和6年6月6日(木)
- 受 付 13:00～
- 講演会 13:30～15:00
- テーマ：日本の未来～日本経済の先にある道～
- 講 師：慶應義塾大学名誉教授 竹中 平蔵 氏
- 総 会 15:20～
- 記念式典 16:20～
- 祝賀会 17:00～
- 会 場：シルクホテル(錦町1)
- 電 話 0265-23-8383

優良経理担当者表彰の推薦

10年以上勤務の経理担当者を表彰し労う制度です。企業負担は3,000円で表彰状授与と記念品の贈呈をします。申込み期限：5月1日(水)

※詳細と申込は同封のご案内参照

新会員ご紹介 (令和 5 年 4 月～令和 6 年 3 月のご入会)

社 名	代表者名	所 在 地	業 種
(有) エコロユニオン	川 合 征 人	下伊那郡松川町上片桐 1018-16	梱包資材販売
飯 田 金 属 (株)	下 澤 福 生	飯田市三日市場 22-2	鉄スクラップ卸業
ハウスイノベーション(株)	加 藤 勝 則	飯田市上郷黒田 3470-1	建設業
信州神港運輸(株)	松 下 喜 志 人	下伊那郡松川町大島 2062-1	運送業
(株) 国 興 商 事	金 田 国 弘	下伊那郡阿智村春日 792	卸業
(有) ワールドグリーン	金 田 克	下伊那郡高森町山吹 3099-7	一般廃棄物処理業
スナックあけみちゃん	中 島 明 美	飯田市中央通り 4-51 嶽野ビル地下 1 階	飲食業
(株) GUD ホールディングス	久 保 田 大 樹	下伊那郡阿智村春日 2445-4	当会社グループ会社に対する附帯関連する一切の業務
特定非営利活動法人あち森	理事長 本柳寛人	下伊那郡阿智村清内路 103-1	林業
(有) 丸 三 警 備 保 障	林 信 子	飯田市北方 3372-1	警備業
(株) W's ダボーズ	若 林 久 志	飯田市上郷黒田 1891-3	一般土木
ここから南信州(株)	伊 藤 歳 朗	飯田市松尾町 3-29	IT に関するサポート
吉 本 設 備	吉 川 俊 二	下伊那郡高森町吉田 1343-1	管工事、リフォーム
(株) カイガワ	會 川 百 樹	飯田市松尾町 3-26	住宅等建築物のリフォーム(内装、外装)
(株) 成 瀬 林 業	成 瀬 俊 朗	飯田市大瀬木 3658-1	林業
SeventySeventy(株)	大 角 誠 之	下伊那郡下條村陽阜 858-1 7-E 号	コンサルティング業務
(株)かなえ創舎(福祉住環ひいらぎ)	澤 口 理 恵	飯田市松尾上溝 2797-3	福祉用具貸与、販売、福祉リフォーム、介護用品販売
(株) ナピカランド	杉 本 文 良	下伊那郡天龍村平岡 1249-8	小売業
総合保障制度推進事務所	田 荒 井 博	東京都港区新橋 2-20-15 新橋駅前ビル 1 号 505	生損保代理店
一般社団法人グリーンリーフ	大 谷 公 昭	下伊那郡高森町牛牧 56-1	松枯れ葉対策用強アルカリ水の製造、販売他
(株) グッドベース	内 山 丞 治	下伊那郡喬木村 6698-1	建設業
(株) よろず家	遠 山 都 志 男	飯田市南信濃八重河内 302-22	社会福祉
Imaji CUT STUDIO IMAMURA	今 村 友 樹	飯田市上川路 935-1	美容業

※掲載に同意の方のみ記載しています。

令和 5 年度 会員増強運動のご報告

令和 5 年度会員増強運動はそれぞれのお立場でご尽力頂き、18 社のご入会を頂きました。改めて感謝申し上げます。中小企業を取り巻く環境は相変わらず厳しいものがあります。このような時こそ、経営をサポートする法人会への加入メリットを生かし、入会を会員増強期間ではなくとも、お勧めしていただきたいと思っております。皆様方のさらなるご協力をお願い申し上げます。

会員加入率状況表 (12 月末) 増強目標数 2,138 結果 2,082

○目標達成

支部名	法人数	会員数	未加入法人数	入会数	加入率	目標数	目標達成	支部名	法人数	会員数	未加入法人数	目標達成数	加入率	目標数	目標達成
飯 田	2,499	1,411	1,088	8	56.5%	36		橋北・東野	224	124	100	0	55.4%	3	
高 森	243	139	104	4	57.2%	4	○	橋 南	289	199	90	3	68.9%	3	○
松 川	257	154	103	0	59.9%	4		羽場・丸山	186	106	80	0	57.0%	3	
大 鹿	23	15	8	0	65.2%	1		伊賀良	309	157	152	3	50.8%	5	
豊 丘	101	59	42	0	58.4%	1		山本・三穂	109	47	62	0	43.1%	2	
喬 木	85	52	33	1	61.2%	1	○	松尾・団地	269	165	104	1	61.3%	4	
西 部	205	109	96	2	53.2%	3		上・下久堅	57	29	28	0	50.9%	1	
阿南・売木	83	43	40	0	51.8%	3		座光寺	97	58	39	0	59.8%	1	
下 條	41	33	8	1	80.5%	1	○	竜丘・川路	146	91	55	0	62.3%	2	
泰 阜	31	22	9	0	71.0%	1		龍江・千代	59	27	32	0	45.8%	1	
天 龍	22	19	3	1	86.4%	1	○	鼎	377	206	171	0	54.6%	5	
その他	128	26	102	1		0		上 郷	347	188	159	1	54.2%	5	
本会総体	3,718	2,082	1,636	18		56		遠 山	30	14	16	0	46.7%	1	
令和 5 年 6 月 末 署 法 人 数	3,460			12 月 末	60.2%			飯田支部総体	2,499	1,411	1,088	8		36	

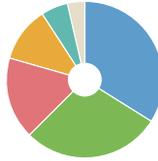
中小企業調査 「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など
全国の中小企業の経営者の「生の声」を
毎月調査し、その結果を公開しています。



人材確保に
向けた対策は？

事業承継の
課題は？



「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査（地域別・業種別）に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記QRコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。



(アドレス)

<https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/>

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。

DAIDO 大同生命保険株式会社

松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

第8回 税に関する
絵はがきコンクール優秀作品



飯田税務署長賞
阿智第一小学校6年 河合 杏さん



飯田法人会長賞
阿智第二小学校6年 木下 佳乃さん



飯田法人会女性部長賞
泰阜小学校6年 中山 愛さん

(学年は令和5年度当時)

編集後記

春は「別れと出会い」の季節であり、新しい人間関係を築くスタートでもありますね。
しかし、法人会でも学んでいる納税意識において、一般国民は遵守し、一方、いわゆる「上級国民」と揶揄される方々の納税意識の差が「国民の信用と信頼」とかけ離れたものとなっていて悲しいばかりです。また「信用と信頼」で悲しい思いを抱いている、日本国民のヒーローではなく、全世界の野球ファンのスーパースターである大谷選手を襲った「裏切り」とも思われる、通訳で有り、友であり、兄弟で有り全幅の信頼を置いていた方の立ち振る舞いが大騒動を起こしています。
少しずつ収まりつつある、コロナ感染による偏見の目や、噂による誹謗中傷などに心を悩ませた当事者としては、「信用と信頼」は企業を守る大きなキーワードで有り、一瞬にして日頃の行いが帳消しになってしまう行為です。
「出会い」が無ければ「別れ」もありませんが、企業経営者の端くれとして、「信用と信頼」を得るために様々な事に気を配り、そして決して自分本位にならない自利利他の精神で未来を見据えて行動をしております。
納税も「国民の義務」で有る一つの事象です。どんな立場においても、どんなポジションでも自分自身の国を未来へ向けて推進するためのエネルギーの源であることを自覚してこれからの事業経営に邁進し、「納税意識を高く持ち、正しく納税し国の未来を創造していける一役を担いたい」と思います。
最後に法人会会員の皆様方が「新しい出会いと、別れ」を素晴らしい経験として頂ける春を迎え笑顔溢れる新年度になりますようにご祈念し編集後記とさせていただきます。



広報副委員長
木下 裕介

いいだ法人 第157号 2024・4 春 Spring

令和6年4月24日発行
年4回発行/一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
TEL(0265)52-5775-FAX(0265)52-5776
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL <http://www.iidahoujinkai.jp/>

広報委員長・棚田 稔
副委員長・木下裕介
副委員長・小林亮夫
委員 塚平一人・熊谷 弘・中島律子
・中島 隆・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。